

## A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

### 1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

鳴門市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、令和3（2021）年3月に「鳴門市男女行動計画～鳴門パートナーシッププランⅢ（サード）ステージ」（以下「第3次計画」といいます。）を策定し「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取組を推進してきました。

このたび、令和8年3月末をもって第3次計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第3次計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期計画を策定することとしました。

つきましては、素案段階での計画を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に令和8年3月までに「第4次鳴門市男女行動計画」（以下「本計画」という。）をまとめることとしました。

### 2. 案の概要

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第七次鳴門市総合計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮して策定します。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」に諮り、計画内容について調査・審議を行っています。また、府内では「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」「鳴門市男女行動計画ワーキンググループ」において、内容の検討を行いました。

さらに、本市在住の18歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象としたアンケート調査や市内の中学校に在学する生徒を対象としたアンケート調査、また市内の関係団体等を対象とした男女共同参画の推進に関する調査を実施し、男女共同参画に関する意識や意見、問題点等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料としました。

本計画は、基本理念を

**「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると」**

と掲げ、性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、お互いに認め合い、誰もが活躍し安心して暮らせる男女共同参画社会の実現により、市民一人ひとりが幸せを実感する「ウェルビーイング※」を高めていくことを目指すこととしています。

※心身共に健康で、自分らしく安心して暮らしている「幸せで充実した状態」のこと。

本計画の構成は、以下のとおりです。

#### 第1章 計画の策定に当たって

男女共同参画を取り巻く社会的背景、計画策定の趣旨、国際社会・国・県等の動きを整理しました。

#### 第2章 計画の概要

計画の位置付け、期間、策定体制について整理しました。

#### 第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

本市の人口・世帯数の推移や人口移動状況などの人口の現状、婚姻の状況、女性の就業率、産業別就業者構成比や女性支援センターにおける相談件数の推移など、統計データからうかがえる現状をまとめるとともに、第3次計画期間における取組内容の点検と評価を行いました。

た。また、市民・事業所・中学生へのアンケート調査及び市内関係団体への調査の結果を分析し、本市の男女共同参画の現状と課題を整理しました。

#### 第4章 計画の内容

本市の現状や課題、第3次計画の進捗状況を踏まえ、基本理念と基本目標を定め、施策体系図を示しました。

#### 第5章 施策の展開方向と具体的な取組

第4章で示した基本目標を実現するための具体的な取組について示しました。

#### 第6章 計画の推進に当たって

府内の関係部署が十分に連携を図り、横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図るとともに、「鳴門市男女共同参画推進審議会」「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」などにおいて、PDCAサイクルに基づいた進捗状況の把握、点検及び評価を行うこととしました。

また、市民、事業所、関係機関・関係団体等と行政の連携と協働による推進を図るため、本計画に基づく取組や進捗状況を公表し、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めることとしました。

### 3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

本計画は、国や県の動向及び本市の現状や課題、第3次計画の進捗状況等を十分に踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて推進していくために策定するものです。

基本理念である「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると」の実現に向け、以下のとおり大きく3つの基本目標を定めています。

#### 【基本目標1】お互いを尊重し認め合うまち なると

- ・男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、多様性を認め合い、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- ・性別にかかわらず、個性を尊重する意識の醸成を図る保育や教育を推進するとともに、誰もが参加しやすい多様な学習機会の充実に取り組みます。

#### 【基本目標2】誰もが活躍できるまち なると

- ・社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と地域の女性グループ活躍の促進を図ります。
- ・働く場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら働きやすい職場環境が整備されるよう、多様な手段を通して事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、性別にかかわらず男女が共に家事や育児、介護に協力してそれぞれの役割の責任を果たせる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。
- ・地域において、誰もが個性と能力を発揮し、共に参画して支えあう社会づくりを実現するため、地域で活動する団体の支援に取り組みます。また、防災の面ではフェーズフリー意識の浸透を図るほか、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を推進します。さらに、多文化共生社会の意識の醸成を図るため、国際理解や国際交流を促進します。

#### 【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

- ・さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進とともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実と相談窓口の周知に取り組みます。
- ・誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援や妊娠期から子育定期までの切れ目ない支援を推進します。
- ・地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、生活支援事業の充実を図るとともに、困難な問題を抱える人を支援するための相談体制の充実や自立に向けた支援に取り組みます。

これらの「基本目標」に基づいて8つの「基本施策」を設定し、それぞれに「施策の方向」を組み立て、個別の取組を推進します。個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。